

# 農薬は適正に使用しましょう!

## 適正な使用が食の安全・安心を守ります



農薬は、農作物などの病気や害虫の防除に有効な手段であり、適切に使用すれば安全な資材です。しかし、周囲に飛散することで、人の健康にも影響を及ぼす場合があります。病虫害や雑草の発生状況から農薬を使用する場合は、周辺環境への最大限の配慮と細心の注意をお願いします。

### 農薬散布の際の留意点

- 1 農薬を散布する際には、使用基準を厳守するほか、次の点についても十分注意してください。正しい農薬の使用は安全性を確保するだけでなく、防除の効果を高めることにもつながります。
- 2 家庭菜園や樹木等に使用する場合も使用基準を守らなければなりません。
- 3 無登録農薬は絶対に使っちゃダメです。農薬ラベルに登録番号(農林水産省登録第〇〇〇〇号)が記載されていないものは使用してはいけません。
- 4 有効期限は大丈夫ですか。農薬にはそれぞれ最終有効年月が定められ、容器(または包装)に表記されています。最終有効年月を過ぎた農薬は品質の保証ができません。使用しないようしましょう。
- 5 周辺への飛散の少ないノズル。一般的ノズルは、農薬が四方に飛び散りやすい。飛散の少ないノズルは、農薬が前方に集中して散布される。

### 農薬適正使用のチェック項目

- 1 農薬散布前のチェック
  - ・ 農薬のラベル内容は確認しましたか(作物名、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数など)。
  - ・ 使用農薬は飛散の可能性がありませんか(ほ場どうしの距離、散布方法、剤型など)。
  - ・ 周辺ほ場に栽培されている作物は確認しましたか(収穫時期が近い作物があるかなど)。
  - ・ 近隣の生産者と連絡を取っていますか(収穫時期が近い作物がある場合は、散布日や収穫日を調整するなど)。
- 2 農薬散布時のチェック
  - ・ 散布器具はきれいに洗浄してありますか。前回使用した農薬が残っていませんか。
  - ・ 風の強さや向きは確認しましたか。風の強い日に散布をしないでください。
  - ・ 調整した散布液は適切な量ですか。必要以上に多く散布していませんか。
  - ・ 散布圧力や風量は適切ですか。必要以上に圧力・風量を上げていませんか。
  - ・ 農薬散布後のチェック
    - ・ 使用記録(農薬を使用した①年月日、②場所、③対象作物、④農薬名と有効成分名、⑤使用量・希釈倍数、⑥気象条件など)をきちんと記録しましたか。
    - ・ 散布器具はきちんと洗浄し、洗浄液は適正に処理しましたか。
    - ・ 農薬は安全な場所に保管しましたか。
- 3 農薬を混用する場合は、十分注意しましょう。他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、その内容を厳守しましょう。また、知見のない農薬の混用は避けましょう。
- 4 学校や通学路等がある場合は、周知と事故防止を徹底しなければなりません。
- 5 農薬を混用する場合は、十分注意しましょう。他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、その内容を厳守しましょう。また、知見のない農薬の混用は避けましょう。

効成分名、⑤使用量・希釈倍数、⑥気象条件などをきちんと記録しましたか。

・ 散布器具はきちんと洗浄し、洗浄液は適正に処理しましたか。

・ 農薬は安全な場所に保管しましたか。

及ばないよう、細心の注意が必要で。

1 定期散布はやめましょう。病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布するのではなく、病虫害や被害の早期発見に努め、病虫害の状況に応じた防除を行いましょう。

2 農薬使用の回数・量を削減しましょう。病虫害に強い作物や品種の選定、防虫網等による物理的防除方法などにより、農薬使用の回数・量を削減しましょう。特に庭木等では、捕殺や被害を受けた部

分のせん定を優先的に実施しましょう。

3 飛散を少なくする工夫。やむを得ず散布する場合は、①無風または風が弱いときなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に実施、②風向き、ノズルの向き等に注意、③粒剤等の飛散の少ない農薬や飛散低減ノズルの使用など、飛散防止に最大限配慮しましょう。

4 周囲への注意を呼びかけましょう。周囲の住民に対して、事前に①農薬使用の目的、②散布日時、③使用農薬の種類

類などについて十分周知しましょう。また、作業時は立て看板でお知らせするなどして、散布区域に関係者以外が立ち入らないように配慮しましょう。特に近隣

に学校や通学路等がある場合は、周知と事故防止を徹底しなければなりません。

5 農薬を混用する場合は、十分注意しましょう。他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、その内容を厳守しましょう。また、知見のない農薬の混用は避けましょう。

住宅地等に接する農薬使用に注意。住宅地に隣接した農地等で農薬を散布する際は、ラベルなどに記載された使用上の注意を守るだけでなく、飛散などにより周囲の住民に影響が

住宅地に隣接した農地等で農薬を散布する際は、ラベルなどに記載された使用上の注意を守るだけでなく、飛散などにより周囲の住民に影響が

住宅地に隣接した農地等で農薬を散布する際は、ラベルなどに記載された使用上の注意を守るだけでなく、飛散などにより周囲の住民に影響が



住宅地に隣接した農地等で農薬を散布する際は、ラベルなどに記載された使用上の注意を守るだけでなく、飛散などにより周囲の住民に影響が

## 「アライグマ」被害が多発しています

アライグマは北米原産の中型の哺乳類です。タヌキに似ていますが、長いしっぽにしま模様があるのが特徴で、ペットとして輸入されたものが逃げたり放されたりして野性化し、県内で急激に生息数を増やしています。

町でも、人家に住み着いたり農作物を食い荒らしたりするなどの被害が近年多く発生し、問題となっています。アライグマは、天敵がなく雑食性で強い繁殖力を持っていることから、さらに被害が拡大していくおそれがあります。

アライグマは法律によりペット・鑑賞の目的で飼養等を行うことは禁止されています。また、見かけによらずどう猛なので、むやみに手を出すことは大変危険です。

自宅や周辺で見かけたり、被害にあったりした場合は生活環境課まで連絡をお願いします。

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線223) へ。



## 平成21年度 緑の募金(家庭募金) 合計1,132,257円

皆さんからいただいた貴重な募金は、身近な緑化活動(学校、公園などの公共施設の植樹、苗木配布や森林整備)や緑化に関する国際協力への資金として活かすため、社団法人埼玉県緑化推進委員会に送金しました。

緑の募金(家庭募金)は募金額の50パーセントが緑化事業推進のため、募金を実施した市町村に還元されます。

町ではこの資金を、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林の造成と林業の振興を図るために行っている「寄居町森林整備事業」の補助金の一部に充てています。平成20年度には、19年度に実施した緑の募金(家庭募金)の還元金である567,000円を6.50ヘクタールの森林整備に活用しました。

多くの皆様のご理解とご協力、ありがとうございました。

問い合わせ/産業振興課 (☎581-2121内線404) へ。

問い合わせ/産業振興課 ☎581・2121内線401、埼玉県病害虫防除所 ☎525・0747、または埼玉県大里農林振興センター 農業支援部 ☎526・2210 へ。